

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第11号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和49年静岡県規則第6号）の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                                                                                               | 改正後                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(工事監理者又は工事施工者の決定の届出)</p> <p><b>第4条</b> 工事監理者又は工事施工者（以下「監理者等」という。）が未定のまま確認申請書等を提出した建築主又は築造主（以下「建築主等」という。）は、当該申請に係る建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の工事着工前に監理者等を定め、様式第1号による届出書を建築主事に提出しなければならない。</p>                                        | <p>(工事監理者又は工事施工者の決定の届出)</p> <p><b>第4条</b> 工事監理者又は工事施工者（以下「監理者等」という。）が未定のまま確認申請書等を提出した建築主又は築造主（以下「建築主等」という。）は、当該申請に係る建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の工事着工前に監理者等を定め、様式第1号による届出書を建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）に提出しなければならない。</p>                   |
| <p>(工事監理計画の届出)</p> <p><b>第4条の2</b> 次に掲げる申請、通知又は届出をしようとする建築主は、当該申請、通知又は届出を行う際、建築士法（昭和25年法律第202号）第24条の7第1項第2号に規定する工事と設計図書との照合の方法並びに建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の38第8号に掲げる事項のうち工事監理に関する事項について、様式第1号の2による工事監理計画届を建築主事に提出しなければならない。</p> | <p>(工事監理計画の届出)</p> <p><b>第4条の2</b> 次に掲げる申請、通知又は届出をしようとする建築主は、当該申請、通知又は届出を行う際、建築士法（昭和25年法律第202号）第24条の7第1項第2号に規定する工事と設計図書との照合の方法並びに建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の38第8号に掲げる事項のうち工事監理に関する事項について、様式第1号の2による工事監理計画届を建築主事等に提出しなければならない。</p> |
| <p>(1)・(2) (略)</p>                                                                                                                                                                                                                | <p>(1)・(2) (略)</p>                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>(軽微な変更)</p>                                                                                                                                                                                                                    | <p>(軽微な変更)</p>                                                                                                                                                                                                                     |
| <p><b>第5条</b> 法第6条第1項又は第18条第3項（法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下この条及び第25条において同じ。）の規定により確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等が当該建築物等の計画の変更（省令第</p>                                                                                     | <p><b>第5条</b> 法第6条第1項又は第18条第3項（法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下この条及び第25条において同じ。）の規定により確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等が当該建築物等の計画の変更（省令第</p>                                                                                      |

3条の2に規定する軽微な変更に限る。)をして法第6条第1項又は第18条第2項の規定による工事をしようとする場合は、様式第2号による軽微な変更届を建築主事に提出しなければならない。ただし、法第6条第1項に規定する建築物等の計画の変更と併せて行う場合は、この限りでない。

(完了検査申請書等の添付書類)

**第6条** 省令第4条第1項第6号(省令第8条の2第13項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、省令第4条第1項の完了検査申請書(法第18条第16項の規定により通知をする場合にあつては、省令別記第42号の13様式による工事完了通知書)の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真(法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物にあつては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。)とする。

(中間検査申請書等の添付書類)

**第6条の2** 省令第4条の8第1項第4号(省令第8条の2第17項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物であつて、政令第46条第4項の適用を受けるもの 次に掲げる書類

ア 省令第4条の8第1項に規定する中間検査申請書(法第18条第19項の規定により通知をする場合にあつては、省令別記第42号の17様式による特定工程工事終了通知書)の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真(既に中

3条の2に規定する軽微な変更に限る。)をして法第6条第1項又は第18条第2項の規定による工事をしようとする場合は、様式第2号による軽微な変更届を建築主事等に提出しなければならない。ただし、法第6条第1項に規定する建築物等の計画の変更と併せて行う場合は、この限りでない。

(完了検査申請書等の添付書類)

**第6条** 省令第4条第1項第6号(省令第4条の4の2及び第8条の2の2において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、省令第4条第1項の完了検査申請書(法第18条第20項の規定により通知をする場合にあつては、省令別記第42号の13様式による工事完了通知書)の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真(法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物にあつては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。)とする。

(中間検査申請書等の添付書類)

**第6条の2** 省令第4条の8第1項第4号(省令第4条の11の2及び第8条の2の2において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物であつて、政令第46条第4項の適用を受けるもの 次に掲げる書類

ア 省令第4条の8第1項に規定する中間検査申請書(法第18条第28項の規定により通知をする場合にあつては、省令別記第42号の17様式による特定工程工事終了通知書)の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真(既に中

間検査を受けている建築物にあつては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。）

イ 筋かいの位置及び種類を明示した図書（当該建築物に係る省令第1条の3第1項（省令第3条の3第1項及び第8条の2第1項において準用する場合を含む。）の確認の申請書に当該書類を添付した場合を除く。）

ウ 構造耐力上主要な軸組の長さについて、政令第46条第4項の基準に基づき算定した書類（当該建築物に係る省令第1条の3第1項（省令第3条の3第1項及び第8条の2第1項において準用する場合を含む。）の確認の申請書に当該書類を添付した場合を除く。）

エ その他建築主事が必要と認める書類

(2) 前号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる書類

ア (略)

イ その他建築主事が必要と認める書類（建築等の許可の申請）

**第17条** 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項又は第4項に規定する許可申請書正本1通及び副本3通（法第85条第3項又は第87条の3第3項の規定による許可の申請にあつては、正本1通及び副本2通）に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 法第52条第10項、第11項若しくは第14項（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第67条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

間検査を受けている建築物にあつては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。）

イ 筋かいの位置及び種類を明示した図書（当該建築物に係る省令第1条の3第1項（省令第3条の3第1項及び第8条の2の2において準用する場合を含む。）の確認の申請書に当該書類を添付した場合を除く。）

ウ 構造耐力上主要な軸組の長さについて、政令第46条第4項の基準に基づき算定した書類（当該建築物に係る省令第1条の3第1項（省令第3条の3第1項及び第8条の2の2において準用する場合を含む。）の確認の申請書に当該書類を添付した場合を除く。）

エ その他建築主事等が必要と認める書類

(2) 前号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる書類

ア (略)

イ その他建築主事等が必要と認める書類（建築等の許可の申請）

**第17条** 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項又は第4項に規定する許可申請書正本1通及び副本3通（法第85条第3項又は第87条の3第3項の規定による許可の申請にあつては、正本1通及び副本2通）に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 法第52条第10項、第11項若しくは第14項（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第64条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

む。)、第53条第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、第55条第3項(建築物省エネ法第67条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第4項各号、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項又は第68条の7第5項の規定による許可

(表略)

- (6) 法第53条第4項又は第5項(建築物省エネ法第67条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可

(表略)

(7)・(8) (略)

- (9) 法第58条第2項(建築物省エネ法第67条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可

(表略)

(10)～(13) (略)

(報告等)

**第23条** 法第31条第2項に規定するし尿浄化槽を設置する建築主は、様式第27号によるし尿浄化槽の概要書に、し尿浄化槽の構造及び仕様を示す図書を添えて建築主事に提出しなければならない。ただし、当該し尿浄化槽に関し、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項の規定により届出をすべきときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、浄化槽工事業者が未定のままし尿浄化槽の概要書を提出した建築主は、当該工事の着手前に浄化槽工事業者を定め、様式第27号の2による浄化槽工事業者決定届を建築主事に提出しなければならない。

第53条第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、第55条第3項(建築物省エネ法第64条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第4項各号、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項又は第68条の7第5項の規定による許可

(表略)

- (6) 法第53条第4項又は第5項(建築物省エネ法第64条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可

(表略)

(7)・(8) (略)

- (9) 法第58条第2項(建築物省エネ法第64条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可

(表略)

(10)～(13) (略)

(報告等)

**第23条** 法第31条第2項に規定するし尿浄化槽を設置する建築主は、様式第27号によるし尿浄化槽の概要書に、し尿浄化槽の構造及び仕様を示す図書を添えて建築主事等に提出しなければならない。ただし、当該し尿浄化槽に関し、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項の規定により届出をすべきときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、浄化槽工事業者が未定のままし尿浄化槽の概要書を提出した建築主は、当該工事の着手前に浄化槽工事業者を定め、様式第27号の2による浄化槽工事業者決定届を建築主事等に提出しなければならない。

3～6 (略)

(申請又は通知の取下げ)

**第24条** 法、政令及び条例の規定により申請又は通知をした者は、知事又は建築主事が許可、認定、確認等をする前に、当該申請又は通知を取り下げようとするときは、様式第38号による申請等取下げ届を知事又は建築主事に提出しなければならない。

(申請書等の記載事項の変更届等の届出)

**第25条** 法による許可若しくは認定又は法第6条第1項若しくは第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、工事完了前に許可申請書、認定申請書又は確認申請書等の記載事項に変更が生じた場合は、様式第39号による届出書を知事又は建築主事に提出しなければならない。

2 法による許可若しくは認定又は法第6条第1項若しくは第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等に係る工事の計画の全部又は一部を廃止した場合（法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあつては、工事の計画の一部を廃止した場合を除く。）は、様式第40号による届出書に、当該許可通知書、認定通知書又は法第6条第1項若しくは第18条第3項の確認済証及び廃止する部分を示す図書を添えて、知事又は建築主事に提出しなければならない。ただし、知事又は建築主事が特に必要がないと認めるときは、許可通知書、認定通知書又は法第6条第1項若しくは第18条第3項の確認済証及び廃止する部分を示す図書の提出を省略することができる。

3・4 (略)

様式第1号 (略)

3～6 (略)

(申請又は通知の取下げ)

**第24条** 法、政令及び条例の規定により申請又は通知をした者は、知事又は建築主事等が許可、認定、確認等をする前に、当該申請又は通知を取り下げようとするときは、様式第38号による申請等取下げ届を知事又は建築主事等に提出しなければならない。

(申請書等の記載事項の変更届等の届出)

**第25条** 法による許可若しくは認定又は法第6条第1項若しくは第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、工事完了前に許可申請書、認定申請書又は確認申請書等の記載事項に変更が生じた場合は、様式第39号による届出書を知事又は建築主事等に提出しなければならない。

2 法による許可若しくは認定又は法第6条第1項若しくは第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等に係る工事の計画の全部又は一部を廃止した場合（法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあつては、工事の計画の一部を廃止した場合を除く。）は、様式第40号による届出書に、当該許可通知書、認定通知書又は法第6条第1項若しくは第18条第3項の確認済証及び廃止する部分を示す図書を添えて、知事又は建築主事等に提出しなければならない。ただし、知事又は建築主事等が特に必要がないと認めるときは、許可通知書、認定通知書又は法第6条第1項若しくは第18条第3項の確認済証及び廃止する部分を示す図書の提出を省略することができる。

3・4 (略)

様式第1号 (略)

工事監理者  
工事施工者 決定届

(略)

建築主事 様

(略)

(注)

1・2 (略)

3 3欄は、代表となる工事監理者及び申請等に係る建築物に係る他のすべての工事監理者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添付してください。

様式第1号の2 (略)

工事監理計画届

(略)

建築主事 様

(略)

様式第2号 (略)

軽微な変更届

(略)

建築主事 様

(略)

様式第27号の2 (略)

浄化槽工事業者決定届

(略)

建築主事 様

(略)

様式第38号 (略)

申請等取下げ届

(略)

静岡県知事 氏 名  
建築主事 様

(略)

様式第39号 (略)

許可申請書

認定申請書 記載事項変更届

工事監理者  
工事施工者 決定届

(略)

建築主事等 様

(略)

(注)

1・2 (略)

3 3欄は、代表となる工事監理者及び申請等に係る建築物に係る他の全ての工事監理者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添付してください。

様式第1号の2 (略)

工事監理計画届

(略)

建築主事等 様

(略)

様式第2号 (略)

軽微な変更届

(略)

建築主事等 様

(略)

様式第27号の2 (略)

浄化槽工事業者決定届

(略)

建築主事等 様

(略)

様式第38号 (略)

申請等取下げ届

(略)

静岡県知事 氏 名  
建築主事等 様

(略)

様式第39号 (略)

許可申請書

認定申請書 記載事項変更届

|                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>確認申請書等</p> <p>(略)</p> <p>静岡県知事 氏 名 様</p> <p><u>建 築 主 事</u></p> <p>(略)</p> <p>様式第40号 (略)</p> <p style="text-align: center;">全部<br/>計画 廃止届<br/>一部</p> <p>(略)</p> <p>静岡県知事 氏 名 様</p> <p><u>建 築 主 事</u></p> <p>(略)</p> | <p>確認申請書等</p> <p>(略)</p> <p>静岡県知事 氏 名 様</p> <p><u>建 築 主 事 等</u></p> <p>(略)</p> <p>様式第40号 (略)</p> <p style="text-align: center;">全部<br/>計画 廃止届<br/>一部</p> <p>(略)</p> <p>静岡県知事 氏 名 様</p> <p><u>建 築 主 事 等</u></p> <p>(略)</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の建築基準法施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。